

特定医療費 償還払のご案内

申請後から受給者証が届くまでの間など、受給者証を提示できなかったために、指定難病の医療費助成を受けられなかった場合に、償還払の申請をすることで払戻しを受けることができます。

申請の手順

新規・転入・ 病気の追加の方

自己負担上限月額 が変更になった方

1 証明を受ける

受給者証の有効期間内に、難病の治療を受けた病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションで同封の「診療報酬等領収証明書」を作成してもらってください。

A 変更前の受給者証を確認

受給者証の有効期間内の月額自己負担累積額が、変更後の自己負担上限月額を超えている月があれば、償還払の申請をしてください。

2 償還払申請書の記入

添付書類

- 振込先口座のわかるもの（通帳等）の写し
- 上記①の診療報酬等領収証明書（様式第9号）
- 自己負担額管理票（受給者証）の写し

この場合は、同封の「診療報酬等領収証明書」を医療機関で作成してもらう必要はありません。

3 保健所に提出

封筒の裏面に記載しています。
郵送による申請も可能です。

申請時の注意事項

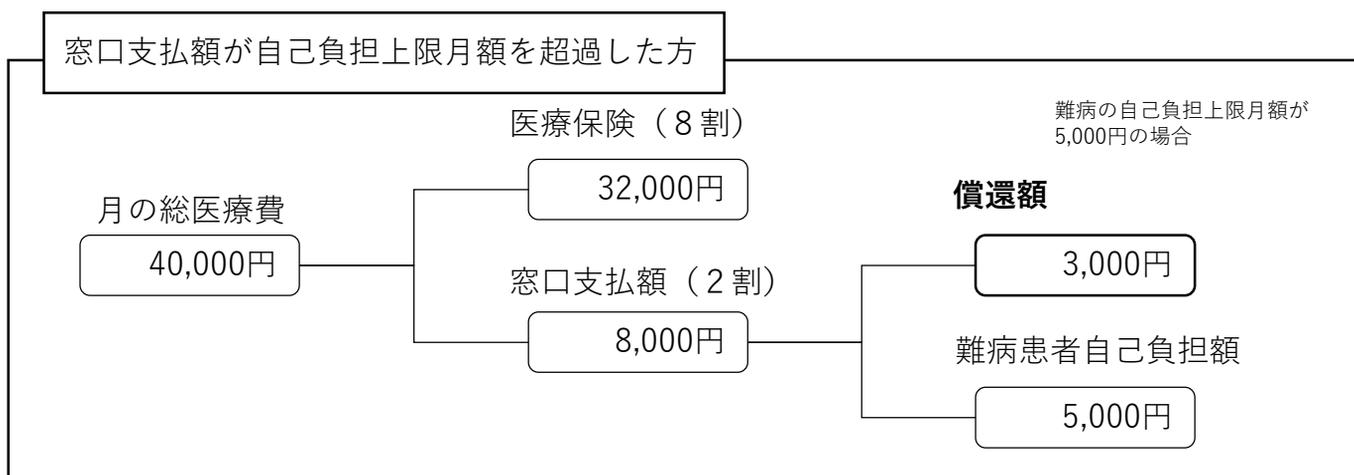
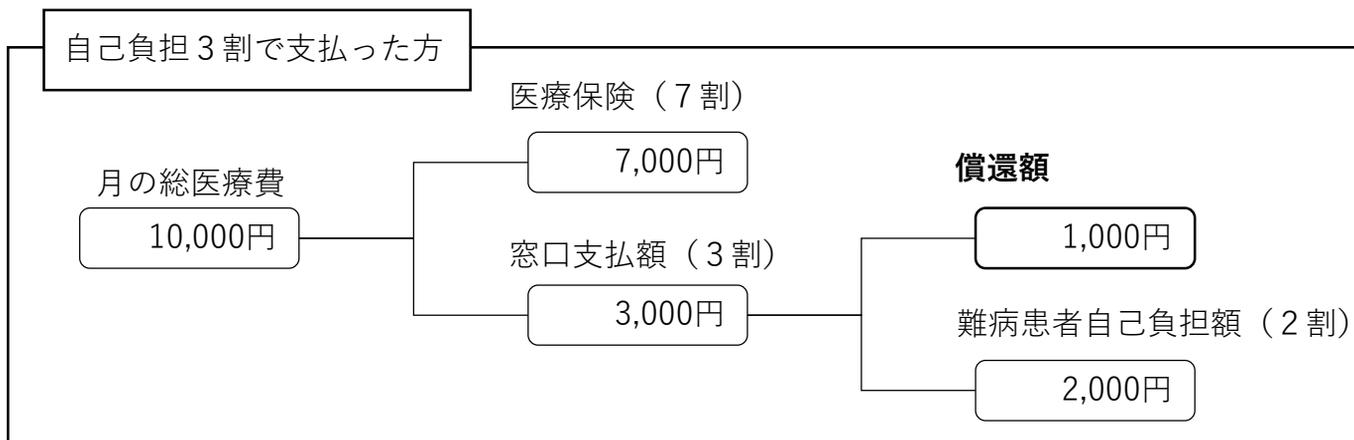
- 診療報酬等領収証明書を医療機関の領収書で代用することはできません。
- 診療報酬等領収証明書の用紙が足りなくなった場合は、コピーしてご使用ください。
なお、診療報酬等領収証明書の作成等にかかる費用は、医療費助成の対象外です。
- 医療費の確認が難しくなるので、原則として受診等から1年以内に申請してください。
- 自己負担された額の確認のため、対象期間内に利用した全ての指定医療機関の診療報酬等領収証明書がそろってから申請をしてください。別々に申請された場合、申請ごとに、負担上限月額までを差し引いた額をお支払いします。

支給の時期

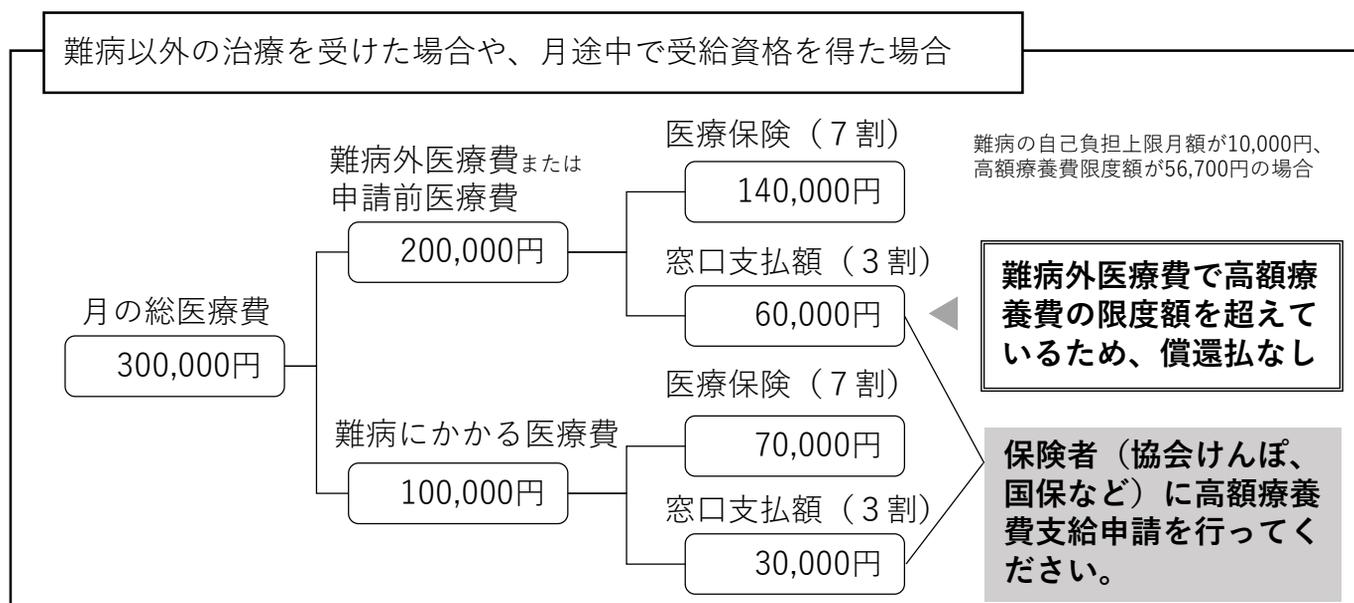
- 申請の内容に問題がなければ、支給額を算定の上、申請日から3～4ヶ月後までには、ご指定の口座に振り込みます。
- 支給額がなかった場合のみ、文書で通知します。

裏面もご確認ください。

償還払申請ができる場合



償還払が発生しない場合



上記は一例であり、他にも難病以外の公費使用などがあったために償還払の金額が変動することがあります。

担当者が確認をしますので、まずは診療報酬等領収証明書を揃えて申請をしてください。